

# 高砂市休業要請外中小事業者経営継続支援補助金対象事業者フローチャート

注：申請手続きは7/15(水)から8/31(月)【消印有効】までです

【重要】 県・市町協調の休業要請事業者経営継続支援金の支給対象者でない※1

はい

いいえ

【再確認】 高砂市中小事業者事業継続支援給付補助金を受けていないこと

はい

いいえ

高砂市内に主たる事業所（本社、本店）を有する中小事業者※2である

はい

いいえ

令和2年3月31日以前に創業し、現在も経営（廃業していない）の実態がある

はい

いいえ

令和2年4月又は5月の売上が、前年同月対比で50%以上減少している。

ただし、中小事業者が令和元年5月2日以降に創業したなどの理由により同年4月又は5月の売上実績がない場合又は当該売上実績が不明の場合は、令和2年4月又は5月の売上が、次に掲げるいずれかの売上と比して50%以上減少していること。

ア 令和元年10月から12月までの3箇月間の平均月間売上

イ 令和元年12月の売上

ウ 令和2年1月から3月まで、同年2月から4月まで又は同年3月から5月までの3箇月間の平均月間売上

エ 平成31年4月及び令和元年5月の売上が不明な場合においては、市長が認める見込みの売上

はい

いいえ

【再確認】 間違いなく上記の5つの要件を満たしている

はい

いいえ

この給付補助金の対象です

この支援補助金の対象外です

## ※1 経営継続支援金の支給対象者でないとは…

県・市町協調事業の休業要請経営継続支援金の支給対象となる休業要請施設を有する者以外の者をいう。したがって、経営継続支援金を受けたか否かは問わず、支給対象者はすべてこの支援補助金の対象外です。

お知らせ：上記の経営継続支援金の申請書において、公表の同意の可否にかかわらず、県と市町協調事業のため、当支援金を受けた事業者については、その情報を高砂市だけでなく、他の市町も共有しています。

## ※2 中小事業者とは…

中小企業基本法(第2条第1号及び第5項)に規定する中小企業者(及び小規模企業者)をいいます。

なお、中小事業者には、公共法人(法人税法第2条別表第1参照)を除く、財団・社団法人、学校法人、NPO法人等の各種公益法人を含みます。